



八幡小だより

北九州市立八幡小学校
校長 田頭 麗宏



11月は「児童虐待防止推進月間」です

家庭内で虐待を受け続けた子どもが大怪我をしたり命を落としたりするという報道を見るたび、本当に心が痛みます。家庭において「適切なしつけ」をすることは大変重要です。善悪の基準を明確にして、叱るべき時はきちんと叱るとともに、なぜ叱られているのかということ子どもたちが理解、納得できるようにするのが「大人の責任」だと思います。しかし、「虐待」としつけは異なるものであり、絶対に許されません。これまで「しつけのつもりだった」という言い訳を聞くことがありましたが、昨年の法改正により、「児童のしつけに際して体罰を加えてはならない」と明確に規定されました。

もちろん、子どもの命が脅かされるような暴力的な虐待（身体的虐待）だけが問題ではありません。最近増えているのは「心理的虐待」、つまり子どもの心を傷つける行為です。例えば、「お前なんか生まれてこなければよかった」などの暴言や無視、子どもが怯え苦しむような夫婦げんかも虐待につながります。また、子どもの面倒を見ない「ネグレクト」も虐待です。学校に関するものとして、例えば季節外れの服装しか準備しなかったり、ずっと入浴させず汚れたまま登校させていたり、などが該当します。何より、保護者の都合で登校させないこと（朝、自分が起きないので、子どもも起こさないなど）は典型的な虐待と言えます。

児童虐待防止法で、学校には、虐待を早期発見すること、またその事実や疑いを把握したら関係機関に通告することが義務づけられています。ですから、不審な怪我をしていたり、食事や衣服、入浴等の世話がなされてなかったり、心身ともに安定した家庭生活を送れていなかったりした場合等には、ご家庭に確認させていただくことがあります。正当な理由なく登校していない時も同様です。また、緊急に子どもの安全確保が必要と判断した場合には、即座に関係機関に通告いたします。

今年、新型コロナウイルス感染症予防の影響で、家族での過ごし方に変化が生じたと言われています。プラスの面もあるでしょうが、ストレスや不安感から虐待につながる恐れも考えられます。そうしたことから、先日、文部科学大臣からのメッセージが発表されました。本校ホームページからもご覧いただけます。



大切な子どもたちの安全を確保するために、ご協力をお願いします。

5月下旬まで続いた休校と、その後の分散登校により、本年度の教育課程（子どもが学習するカリキュラム）の進行は、正直厳しいものがあります。しかし、内容を重点化するなどとして、どの学年も計画通り進めています。とは言え、子どもたちに力がついていなければ何にもなりません。明日、明後日の学年別学習参観では、子どもたちの成長の一端をお見せできたらと考えています。
ご来校にあたりましては、健康チェック票の提出をはじめ、先日配布したご案内のプリントに記載していることにご協力をお願いいたします。本校ホームページ「重要なお知らせ」からもご覧いただけます。

着々と『小中連携』を深めています！



▲八幡小6年生が、中央中の家庭科室で調理実習。



▲中央中の教員が、八幡小6年生に外国語の授業。



▲八幡小の児童と中央中の生徒が、中央中の運動場で昼休み。



▲中央中の生徒が、八幡小の体育館で部活動。